

# 川崎市災害対策用被服取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市災害対策本部規程第11条の規定に基づき、災害対策活動等に従事する職員の着用する被服等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(着用基準)

第2条 次の各号のいずれかに該当する場合は、本要綱に定める被服を着用しなければならない。

- (1) 川崎市に災害が発生し、又は、発生するおそれがあり、災害対策活動に従事する場合
- (2) 川崎市が主催する防災訓練に参加する場合
- (3) その他総務企画局危機管理監が必要と認める場合

(災害対策用被服の着用)

第3条 次に掲げる職員(消防局職員を除く。)に、災害対策用被服(上衣・ズボン・帽子・ヘルメット・安全靴・ベルト・腕章)を貸与する。被貸与者は第2条に該当する場合において、災害対策用被服を着用しなければならない。

- (1) 川崎市災害対策本部長・副本部長・本部員・区本部長・区副本部長及び災害対策本部事務局長
- (2) その他総務企画局危機管理監が必要と認める職員

(災害対策用ベスト等の着用)

第4条 災害対策本部事務局及び区本部は、必要と認める職員に災害対策用ベスト及びヘルメットを着用させるものとする。

(貸与品の保管及び管理)

第5条 被貸与者は、責任をもって貸与品を使用し、保管しなければならない。

- 2 貸与品の補修、洗濯その他管理上必要な費用は、被貸与者の負担とする。
- 3 被貸与者は前項の規定に違反し、又は、故意若しくは重大な過失により貸与品を亡失し、若しくはき損したときは、その損害を賠償しなければならない。

(貸与品の返納)

第6条 被貸与者が業務の変更、退職等により、貸与を受ける資格を失った場合には、原則貸与品を返納しなければならない。ただし、使用等による劣化や衛生面で再利用に適さないと総務企画局危機管理監が認めた場合は、この限りではない。

(名札)

第7条 災害対策業務に従事する際、職員カードを着用すること。ただし、安全管理上危険があると総務企画局危機管理監が認める場合は、この限りではない。

(委任)

第8条 この要綱の施行について必要な事項は、総務企画局危機管理監が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は平成19年4月1日から施行する。
- 2 「川崎市防災用職員装備貸与要綱」(昭和60年4月4日制定)は廃止する。

附 則

この要綱は平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成25年8月31日から施行する。

附 則

この要綱は平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成30年5月28日から施行する。